

第 3 回
地域再生戦略交付金事業
募集要領

【募集期間】

(1) 地域再生計画策定事業

平成 27 年 3 月 23 日 (月) ~ 4 月 17 日 (金)

(2) 地域再生戦略事業

平成 27 年 3 月 23 日 (月) ~ 5 月 1 日 (金)

※ (1) (2) とも 18:00 必着

10:00~12:00、13:00~18:00 / 土日・祝日を除く

【ご 注 意】 交付金の申請に当たっては、事前に提出書類に概要を記載し、本提出前に内閣府地方創生推進室の地域再生戦略交付金担当に相談してください (必須)。

平成 27 年 3 月 23 日
内閣府地方創生推進室

目次

1	目的・仕組み	2
2	事業実施主体対象者	4
3	交付対象事業	6
4	交付に係る要件	7
5	選定基準	9
6	申請手続等	10
7	提出書類	12
8	交付金事業終了後の留意事項	13
9	その他	13

1 目的・仕組み

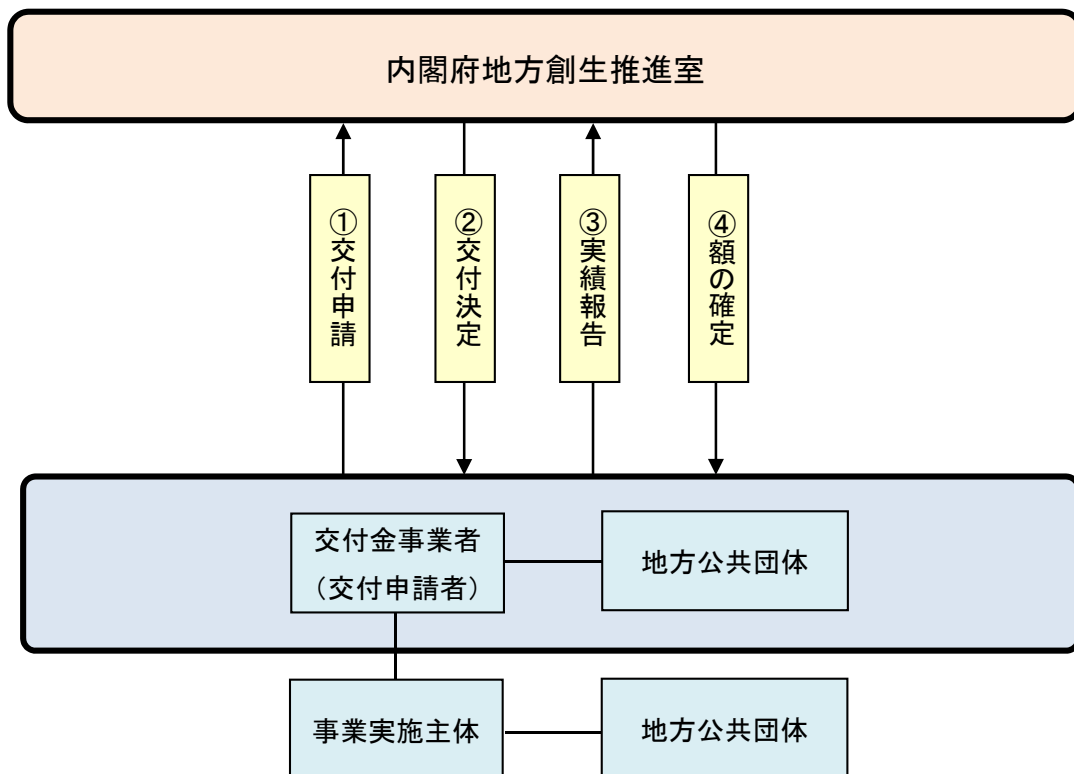
(1) 目的

この交付金は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から地域再生計画（地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に掲げる地域再生計画をいう。以下同じ。）の策定及び法第 5 条第 15 項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に位置付けられた事業の実施について、その経費の全部又は一部を交付することにより、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を実現することを目的としています。

※地域再生戦略交付金交付要綱（平成 27 年 2 月 6 日付け府地創第 18 号。以下「交付要綱」という。）も必ず御確認ください。

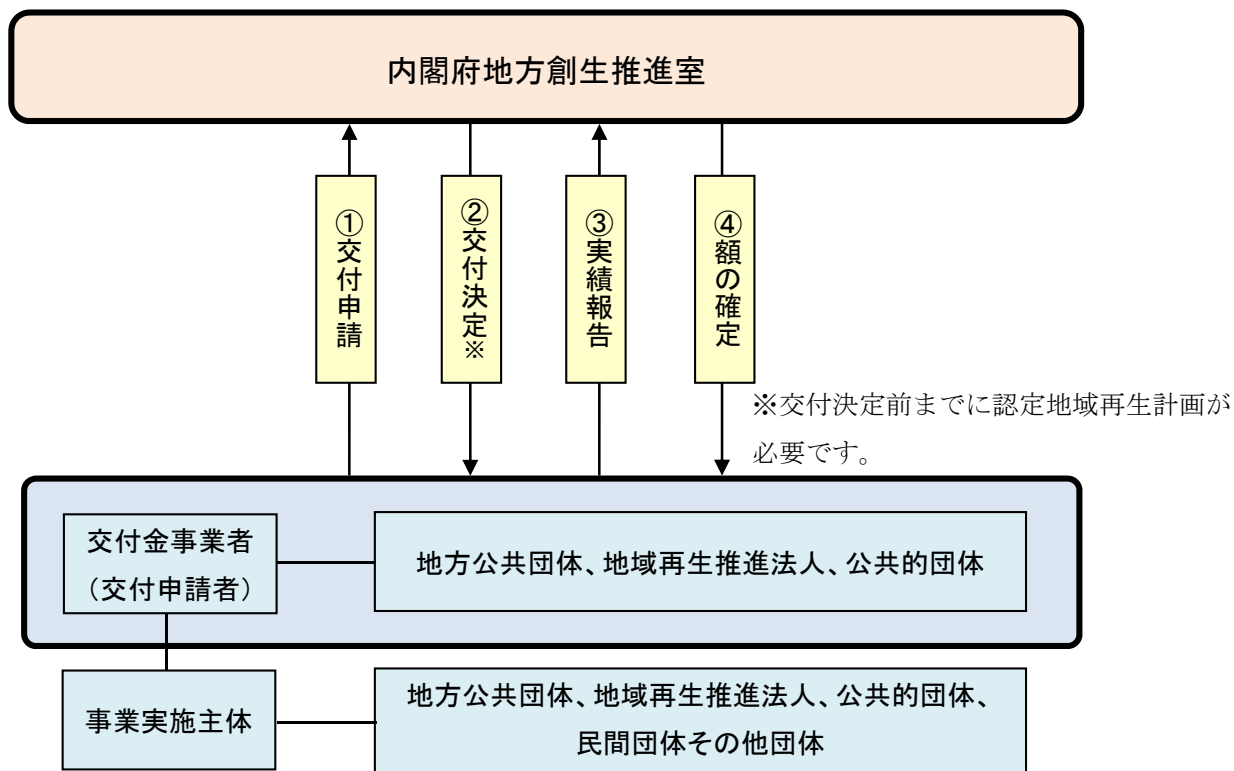
(2) 地域再生戦略交付金の仕組み

ア：地域再生計画策定事業



※交付申請の内容を審査し、交付決定できない地方公共団体に対しては、交付決定しない旨お知らせします。

イ：地域再生戦略事業



○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号） 抄

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 地域再生計画の目標
- 二 その他内閣府令で定める事項

2 事業実施主体対象者

(1) 地域再生計画策定事業

以下の団体が事業実施主体の対象となります。

- ・ 地方公共団体

(2) 地域再生戦略事業

以下の団体が事業実施主体の対象となります。

- ・ 地方公共団体
- ・ 公共的団体（※1）
- ・ NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人（※2）として指定された者
- ・ 民間団体その他団体（※3）

※1 公共的団体とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第5号にいう公共的団体をいいます。

※2 地域再生推進法人とは、地域再生法（平成17年法律第24号）第19条第1項に基づき、地方公共団体の長により、同法第20条に掲げる業務（以下参照）を適正かつ確実に行うことができるものとして認められ、指定を受けた法人をいいます。

○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号） 抄

第二十条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 地域再生を図るために行う事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 第五条第二項第二号に規定する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。
- 三 第五条第二項第二号に規定する事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 四 地域再生の推進に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、地域再生の推進のために必要な業務を行うこと。

○ 地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号） 抄

第八条 法第十九条第一項の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める地方公共団体（同項の規定による指定を行う地方公共団体の長の統括する地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつてはその社員のうちに地方公共団体があることとする。

※3 民間団体その他団体とは、地域再生計画に位置付けられた事業の実施主体となる民間企業、法律により直接設立された法人等をいいます。なお、民間団体その他団体は、直接交付金事業者（交付申請者）となることはできません。

3 交付対象事業

(1) 地域再生計画策定事業

(概要)： 地域再生計画を策定する地方公共団体が、地域の創意工夫による課題解決のための取組について、住民、関係機関等との合意形成を図るため、又は関係諸計画との調整のための調査等の事業に対して交付金を交付します。

(事業実施主体)： 地方公共団体

(交付申請者)： 地方公共団体

(交付率)： 定額補助

(上限)： 1,000万円/件

(2) 地域再生戦略事業

(概要)： 地域の創意工夫による地域の課題解決を後押しする仕組みとして、認定地域再生計画に位置付けられた事業（5-4-2①「独自の取組として実施する事業」に記載されている事業）で、各府省庁の既存の補助等制度の対象事業（5-4-2②「独自の取組と密接に関連して実施する事業」）と一体となって実施することで効果を発揮する事業に対して交付金を交付します。

(事業実施主体)： 地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者、民間団体その他団体

(交付申請者)： 地方公共団体、公共的団体、地域再生推進法人

(交付率)： 1/2以内、1/3以内（間接補助の場合）

(上限)： 1年度5億円/1認定地域再生計画

※ 当該交付金を活用して実施する事業については、各府省庁の既存の補助金等の支援対象とならないことが条件となります。申請にあたっては、関係府省庁にあらかじめ確認していただく必要があります。

4 交付に係る要件

(1) 地域再生戦略交付金の予算額

70 億円（平成 27 年度当初）

(2) 交付金の内訳概要

	地域再生計画策定事業	地域再生戦略事業
事業期間	原則として、単年度とします。終期は、1 月末までの間としてください。	原則として、単年度とします。終期は、1 月末までの間としてください。したがって、工期が複数年度の及ぶものについては交付申請を毎年度行っていただく必要があります。なお、大規模な工事等単年度で終わらないものは、事前に御相談ください。
交付率	定額補助	1 / 2 以内 1 / 3 以内（間接補助の場合）
交付金の上限額	1,000 万円	1 年度 5 億円 / 1 認定地域再生計画
交付条件	以下のすべてを満たすものであることが必要です。 ①当該事業が交付申請時において各府省庁の既存の補助金等の支援対象とならないものであること。 ②事業実施にあたり協議会を設置すること。 ③交付金事業期間内で形式的要素を満たす地域再生計画素案を完成させること。	以下のすべてを満たすものであることが必要です。 ①認定地域再生計画の 5-4-2 ①「独自の取組として実施する事業」に位置付けられている事業であること。 ②当該事業が交付申請時において各府省庁の既存の補助金等の支援対象とならないものであること。 ③各府省庁の既存の補助等制度の対象事業と一体となって実施することで効果を発揮する事業であると認められること。
その他	交付決定より前に着手している事業は、当該交付金の対象となりません。	

(3) 交付対象事業の基本的な考え方

ア. 交付対象とする経費（制度固有の目的に起因する考え方）

○以下の表に記載された、すべてを満たすものであること。

地域再生計画策定事業	地域再生戦略事業
①交付申請時において各府省庁の既存の補助金等の対象とならないもの。 ②計画策定・計画変更のための合意形成や計画間の調整のための調査等に必要なもの。 ③事業実施に必要であると説明可能なもの。 ④事業の規模及びコストが適切であること。	①交付申請時において各府省庁の既存の補助金等の対象とならないもの。 ②少なくとも以下の一つ以上を満たすもの。 a) 社会実験（実証実験・スポットイベント）的要素を含む事業として整理でき、実験として最小限必要なもの。 b) 施設・設備整備等を伴う事業として整理でき、事業の立ち上げ時に必要なもの。 ③事業実施に必要、かつ、政策目的が明確で付加価値を生み出すものであると説明可能なもの。 ④事業の規模及びコストが適切であること。

イ. 交付対象とならない経費（補助制度に起因する考え方）

- ①地方公共団体職員の人件費（事業に伴う非常勤職員の人件費を除く。）、扶助費
- ②地方公共団体等の経費負担が一時的で払い戻しがあるもの
- ③費用の算出（価値の判断）が困難なもの
- ④転売や譲渡等を目的とした購入
- ⑤国費を充てる必要性が乏しいもの

(4) その他

交付金の申請に当たっては、事前に提出書類に記載し、本提出前に内閣府地方創生推進室の地域再生戦略交付金担当に相談してください（必須）。

また、申請締切の直前になると、修正等が発生した場合、御対応いただく時間が取れないことも想定されることから、可能な限り早い段階で御相談ください。なお、相談にあたっては、当室にお越しいただく必要はありませんので、指定のメールアドレスに送信いただいた後、お手数ですが送信した旨を電話でお知らせください。

5 選定基準

- ・ 地域再生計画策定事業については、以下の項目の観点から、総合的な評価を実施して選定します。なお、必要に応じて、ヒアリング等実施する場合があります。

<評価項目>

- ① 先駆性・モデル性
 - ・ 地域再生の推進に有効な取組として先駆性・モデル性が認められるか 等
- ② 多様な主体
 - ・ NPO、民間事業者等の多様な主体と連携した事業であるか 等
- ③ 熟度
 - ・ 事業の実現可能性が高いか 等
- ④ 地方版総合戦略との関係
 - ・ 当該地方公共団体が策定（しよう）する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略と調和が保たれているか 等
- ⑤ その他
 - ・ その他申請内容について評価に値すべき内容が含まれているか否か 等

- ・ 地域の創意工夫による地域の課題の解決に向けた多様な主体による事業展開の検討や複合的な事業の実施のため、地方公共団体以外の地域の NPO や民間事業者等も参画する協議会等の設置を選定条件とするとともに、当該交付金を活用した事業の他にも、法第 17 条の 5 から第 17 条の 7 までに規定されている認定等の手続の特例の活用を検討する事業又は複数の地方公共団体で連携して検討等するものについて評価において優位に取り扱います。

6 申請手続等

(1) 申請期間

ア：地域再生計画策定事業

開始：平成 27 年 3 月 23 日（月）

締切：平成 27 年 4 月 17 日（金）18:00

イ：地域再生戦略事業

開始：平成 27 年 3 月 23 日（月）

締切：平成 27 年 5 月 1 日（金）18:00

(2) 提出先（問い合わせ先）等

- ・提出先は、内閣府地方創生推進室内 地域再生戦略交付金担当となります。
- ・提出は、郵送等（締切日必着）とし、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けられません。

<連絡先> 内閣府 地方創生推進室内 地域再生戦略交付金担当

<住所> 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6階

<電話> 03-5510-2475

<E-mail> e.chiiki@cao.go.jp

(3) 提出書類

- ・提出書類は、**7 提出書類**に定めるとおりです。
- ※ 期限に遅れて到着した申請書や配達事故や通信事故により未着・遅着となった申請書については、受け付けられませんので御注意ください。
- ※ 期限までに申請書の不備が修正されなかった場合は、本申請において受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。なお、受付期間間際の御提出は、申請書の不備の修正が時間的にも困難となりますので、できる限り早めに御提出いただきますようお願いいたします。
- ※ 申請内容の詳細等を確認する際に必要となりますので、申請書に連絡先等を必ず記載してください。

(4) 選定方法

- ・地域再生計画策定事業については、**5 選定基準**の項目の観点から、総合的な評価を実施して選定します。なお、必要に応じて、ヒアリング等実施する場合があります。

(5) 結果の通知

- ・ 地域再生計画策定事業については、審査の上、申請者全員に対して、交付決定の通知又は交付決定しない旨お知らせします。

(6) その他

- ・ 交付決定の状況に応じて、追加で募集する場合があります。
- ・ 実施の詳細が決まりましたら、ホームページ等で公表する予定です。

7 提出書類

- ・提出にあたっては、本募集要領で指定する提出書類の様式を必ず使用してください。
- ・本募集要領で指定する提出書類は、内閣府のホームページに掲載されていますので、ダウンロードしてご利用ください。
- ・提出書類は、片面印刷（A4判）をお願いします。
- ・フォントは、10.5ポイント以上としてください。
- ・通しページ（様式1から1ページ）を提出書類下中央に必ず打ち込んでください。
- ・提出部数は、正本1通となります。なお、「提出書類」の電子媒体（CD-R）も提出してください。当該電子媒体は審査に使用しますので、確実に所定のファイル（PDF等の加工ができないデータとWord等の加工が可能なデータの両方）を提出するCD-Rに保存してください。
- ・必要な添付書類（図面等）以外の補足資料は添付できませんので、ご注意ください。必要な情報（写真・図等）は提出書類に適切に盛り込んでください。

(1) 提出書類（交付要綱様式1、参考様式、任意様式）

交付要綱中様式番号等	様式名等	計画策定事業	戦略事業	
様式1	様式1-1	交付申請書（地域再生計画策定事業）	○	
	様式1-2	交付申請書（地域再生戦略事業）		○
	（別紙1-1）	交付金事業計画（地域再生計画策定事業）	○	
	（別紙1-2）	交付金事業計画（地域再生戦略事業）		○
	（別紙2）	交付金事業の実施スケジュール	○	○
	（別紙3）	交付金事業に要する経費、交付対象経費及び交付金の配分額	○	○
	（別紙4）	交付金事業に要する経費の四半期別発生予定額	○	○
	（別紙5）	交付金事業に関する資金調達計画	○	○
	（別紙6）	各府省庁の既存の補助制度等	○	○
（参考）		チェックリスト等（概要図含む）	○	○
（任意様式）		地方公共団体の確認書		※1

※1 公共的団体や地域再生推進法人が本事業に申請する場合には、関係地方公共団体に作成してもらい提出すること。

(2) 電子媒体（CD-R） 1部

8 交付金事業終了後の留意事項

- ・地域再生計画策定事業を活用した地方公共団体については、地域再生計画の認定準備が整った段階で、認定申請を行ってください。なお、地域再生計画の認定については、年3回実施しているので、詳細についてはホームページでご確認ください。
- ・当該交付金の交付決定を受けた場合、内閣府に提出いただいた資料（計画書、報告書等）については、公開の対象となります。

9 その他

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、交付要綱等に従っていただく必要があります。
- ・地域再生計画策定事業は、平成27年度予算の成立を前提としており、予算案の審議状況等により、内容等に変更がありうることをあらかじめ御承知おきください。
- ・審査の状況によっては、交付決定が複数回にわたることも想定されるので、御理解ください。なお、その場合においては、適宜、スケジュール等を御連絡することになることに御留意ください。